第6回船員保険制度の在り方に関する検討会

平成17年8月26日(金) 15:30~ 於: 厚生労働省共用第8会議室(6階)

議事次第

1 開 会

2 議事

- (1) 今後の船員保険制度の在り方について
- (2) その他

3 閉 会

船員保険の各部門の機械的試算について

試算の前提条件

(各部門共通)

○ 被保険者数:平成27年度に35,000人となるペースで減少し、その後下げ止まるものとして推計。

: 平成27年度に30,000人となるペースで減少し、その後下げ止まるものとして推計。

○ 賃金上昇率:1%

○ 運用利回り:2%

注)賃金上昇率及び運用利回りについては、労災保険に合わせた率としている。

(職務上年金部門)

○ 失権率: 労災保険並びの数値を使用して推計。

(参考ケースについては、厚生年金の平成16年度財政再計算で使用した失権率等を使用して推計。)

(職務上・外疾病部門)

○ 医療費の伸びについては、「社会保障の給付と負担の見通し」の前提となった1人当たり医療費の伸び率(一般医療費 2.1%) を使用して推計。

(失業部門)

- 給付費については、直近の状況を勘案し失業保険受給者割合は一定で推移すると仮定し、その他の給付は原則として過去 5年間の平均の伸び率で推移するものとして推計。
- (注) 各計数は、四捨五入によっているため、端数において合計と合致しない場合がある。

(平成17年度予算に基づく極めて粗い推計)

【ケース1】

○被保険者数:平成27年度に3万5千人で下げ止まる

〇保険料率:44‰で固定

〇失権率: 労働者災害補償保険制度並びの数値を使用

	被保険者数	収入			支出			収支差	年度末	利率	保険料率
			うち	うち		うち	うち		積立金		
			保険料収入	運用収入		保険給付費	諸支出金				
	,	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	% o
平成17年度	61,685	146	131	15	173	43	130	▲27	797	1.9	44
平成18年度	58,287	140	124	16	167	44	124	▲28	769	2.0	44
平成19年度	55,075	133	118	15	162	44	118	▲29	740	2.0	44
平成20年度	52,041	126	112	14	158	44	113	▲32	708	2.0	44
平成21年度	49,174	120	106	14	154	45	109	▲ 34	675	2.0	44
平成22年度	46,465	114	101	13	149	45	104	▲35	640	2.0	44
平成27年度	35,000	89	80	9	127	46	81	▲38	451	2.0	44
平成32年度	35,000	89	83	7	108	48	60	▲19	319	2.0	44
平成37年度	35,000	92	86	6	90	48	42	1	286	2.0	44

(平成17年度予算に基づく極めて粗い推計)

【参考ケースA】

- 〇被保険者数:平成27年度に3万5千人で下げ止まる
- 〇保険料率:44‰で固定
- 〇失権率:厚生年金の平成16年財政再計算で使用した失権率等に基づいた試算

	被保険者数	収入			支出			収支差	年度末	利率	保険料率
			うち	うち		うち	うち	}	積立金		
			保険料収入	運用収入		保険給付費	諸支出金				
	, ,	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	% 0
平成17年度	61,685	146	131	15	173	43	130	▲27	797	1.9	44
平成18年度	58,287	140	124	15	170	44	126	▲30	767	2.0	44
平成19年度	55,075	133	118	15	167	44	123	▲34	732	2.0	44
平成20年度	52,041	126	112	14	165	45	120	▲39	693	2.0	44
平成21年度	49,174	120	106	13	164	46	117	▲ 44	649	2.0	44
平成22年度	46,465	114	101	12	162	47	114	▲ 48	601	2.0	44
平成27年度	35,000	87	80	7	146	49	97	▲ 59	325	2.0	44
平成32年度	35,000	85	83	2	126	50	76	▲41	83	2.0	44
平成37年度	35,000	85	86	A 1	104	49	55	▲19	▲ 59	2.0	44

[※]平成35年度には積立金が枯渇する見込み。

[※]平成40年度に積立金不足のピーク(▲87億円)となる見込み。

(平成17年度予算に基づく極めて粗い推計)

【ケース2】

〇被保険者数:平成27年度に3万人で下げ止まる

〇保険料率:44%で固定

〇失権率:労働者災害補償保険制度並びの数値を使用

	被保険者数	収入	***************************************		支出			収支差	年度末	利率	保険料率
			うち	うち		うち	うち		積立金		
			保険料収入	運用収入		保険給付費	諸支出金				
	시	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	‰
1											
1											
平成17年度	61,685	146	131	15	173	43	130	▲27	797	1.9	44
平成18年度	57,395	138	123	15	167	43	124	▲29	768	2.0	44
 平成19年度	53,403	130	115	15	162	44	118	▲32	736	2.0	44
1 /2.0-12	00,400	100	110	10	102		110	702	, , , ,	2.0	77
平成20年度	49,689	122	107	14	158	44	113	▲36	700	2.0	44
			[
平成21年度	46,233	114	101	13	153	45	109	▲39	661	2.0	44
平成22年度	43,018	107	94	13	149	45	104	▲ 41	620	2.0	44
1 /222-7/2	40,010	107		"	''		104	_ -,,	020	2.0	"
		ļ									
平成27年度	30,000	78	69	8	126	45	81	▲49	387	2.0	44
								}	}		
平成32年度	30,000	76	71	4	106	46	60	▲ 30	200	2.0	44
				<u>'</u>]		-33]	'
				 							
平成37年度	30,000	76	74	2	88	3 46	42	▲12	104	2.0	44

[※]平成41年度には収支差がプラスとなる見込み。

(平成17年度予算に基づく極めて粗い推計)

【参考ケースB】

〇被保険者数:平成27年度に3万人で下げ止まる

〇保険料率:44‰で固定

〇失権率:厚生年金の平成16年財政再計算で使用した失権率等に基づいた試算

	被保険者数	収入			支出			収支差	年度末	利率	保険料率
			うち	うち		うち	うち		積立金		
			保険料収入	運用収入		保険給付費	諸支出金				
	시	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	‱
平成17年度	61,685	146	131	15	173	43	130	▲27	797	1.9	44
平成18年度	57,395	138	123	15	170	44	126	▲32	765	2.0	44
平成19年度	53,403	130	115	15	167	44	123	▲37	728	2.0	44
平成20年度	49,689	122	107	14	165	45	120	▲ 43	685	2.0	44
平成21年度	46,233	114	101	13	163	46	117	▲ 49	636	2.0	44
平成22年度	43,018	107	94	12	161	47	114	▲ 54	581	2.0	44
平成27年度	30,000	75	69	6	144	48	96	▲69	261	2.0	44
平成32年度	30,000	71	71	▲0	124	48	76	▲ 53	▲37	2.0	44
平成37年度	30,000	69	74	▲ 4	102	47	55	▲32	▲242	2.0	44

[※]平成32年度には積立金が枯渇する見込み。

[※]平成44年度に積立金不足のピーク(▲342億円)となる見込み。

船員保険の疾病部門(医療分)に係る財政収支の見通し (平成17年度予算に基づく粗い試算)

〇被保険者:平成27年度に3万5千人で下げ止まる

職務外 (単位:億円)

774.171	<u> </u>					(
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	298	285	272	259	247
収	国庫補助	30	30	30	30	30
入	その他の収入	2	0	0	. 0	0
	計	331	315	302	289	277
	保険給付費	190	185	180	174	167
支	老人保健拠出金	67	72	61	61	61
	退職者給付拠出金	33	38	41	41	42
出	その他の支出	3	0	0	0	0
	計	293	295	281	276	270
単年	度収支差	37	19	20	14	7
積立	金残高	109	129	149	162	170
保険	料率(‰)	91	91	91	91	91

職務上 (単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収	保険料収入	63	60	57	54	52
入	計	63	60	57	54	52
支	保険給付費	61	59	57	54	52
出	計	61	59	57	54	52
単年	度収支差	1	1	0	▲0	▲0
積立	金残离	1	2	2	2	2
保険	料率(‰)	20	20	20	20	20
下船	後3月の保険料率換算	8.7	8.8	8.9	9.0	9.0

職務上外合計 (単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	361	344	329	314	299
収	国庫補助	30	30	30	30	30
入	その他の収入	2	0	0	0	0
	計	393	374	359	344	329
	保険給付費	251	244	237	228	219
支	老人保健拠出金	67	72	61	61	61
i	退職者給付拠出金	33	38	41	41	42
出	その他の支出	3	0	0	0	0
	計	355	354	338	330	322
単年	度収支差	38	20	21	14	7
積立	金残高	110	131	151	165	172

船員保険の疾病部門(医療分)に係る財政収支の見通し (平成17年度予算に基づく粗い試算)

〇被保険者数:平成27年度に3万人で下げ止まる

職務外	(単位·億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	298	280	263	248	233
収	国庫補助	30	30	30	30	30
入	その他の収入	2	0	0	0	0
	計	331	310	293	278	263
	保険給付費	190	183	175	167	159
支	老人保健拠出金	67	72	59	59	58
ĺ	退職者給付拠出金	33	37	39	40	39
出	その他の支出	3	0	0	0	0
	計	293	291	274	265	256
単年	度収支差	37	19	19	12	6
積立	金残高	109	128	147	160	166
保険	料率(‰)	91	91	91	91	91

職務上 (単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収 保険料収入	63	59	55	52	49
入計	63	59	55	52	49
支 保険給付費	61	58	55	52	49
出計	61	58	55	52	49
単年度収支差	1	1	0	▲0	▲0
積立金残高	1	2	2	2	2
保険料率(‰)	20	20	20	20	20
下船後3月の保険料率換算	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1

職務上外合計 (単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	361	339	319	299	281
収	国庫補助	30	30	30	30	30
入	その他の収入	2	0	0	0	0
	計	393	369	349	329	311
	保険給付費	251	241	230	219	208
支	老人保健拠出金	67	72	59	59	58
1	退職者給付拠出金	33	37	39	40	39
出	その他の支出	3	0	0	0	0
1	計	355	350	329	317	305
単年	度収支差	38	20	19	12	6
積立	金残高	110	130	149	162	168

船員保険失業部門の機械的試算

○被保険者:平成27年度に3万5千人で下げ止まる

(単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	53	50	48	46	44
収入	国庫補助金	9	8	8	7	7
	収入計	62	58	56	54	51
支出	保険給付費	40	39	38	38	37
出	支出計	. 40	39	38	38	37
差引	収支	20	19	17	16	14
積立	金残額	166	185	203	218	233
保険	料率(‰)	18	18	18	18	18

船員保険失業部門の機械的試算

○被保険者:平成27年度に3万人で下げ止まる

(単位:億円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	保険料収入	53	50	47	44	41
収入	国庫補助金	9	8	8	. 7	7
^	収入計	62	58	54	51	48
支出	保険給付費	40	38	37	36	35
出	支出計	40	38	37	36	35
差引	収支	20	19	17	15	13
積立	金残額	166	185	202	217	230
保険	料率(‰)	18	18	18	18	18

一般制度に統合した場合の保険料率の例

				$\overline{}$	
到	見行				`
			船舶所有者	被保険者	
	職務外疾病部門	91‰	45.5‰	45.5%	
	職務上疾病部門		20‰		
	(うち下船後3月				
	職務上年金部門	44%	44%		
	特別支給金分	6‰	6‰		
	失業部門	18‰	9‰	9‰	
	その他の福祉事	業 6‰	6‰	_	
	事務費分	2‰	2‰	_	
	合 計	187‰	132.5‰	54.5‰)



被保険者 事業主

政府管掌健康保険 82%

41‰ 41‰

※政管健保が都道府県単位の財政運営を行う場合 75%~87% (別添1参照)

注1. 保険料率は労使折半であり、保健事業等に係る料率を含んでいる。

注2. 健康保険組合の保険料率は各組合において別途設定されている。

労災保険

業種により保険料を設定 5‰~129‰ (別添2参照)

注1. 保険料は全額事業主負担。

注2. 保険料率は長期給付、短期給付、通勤災害等、労働福祉事業及び 事務費分を含んだ料率である。

【参考】

漁 業 海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。) 52%

定置網漁業又は海面魚類養殖業 40‰

運輸業 交通運輸事業 5‰

貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。) 13‰ 港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。) 17‰

港湾荷役業 31%

その他の事業 農業又は海面漁業以外の漁業 11‰

雇用保険

事業主

被保険者

8‰

保険給付に係る料率

16‰

8‰

雇用保険三事業に係る料率 3.5‰

3.5‰

(注) 労災保険の保険料率については、積立不足の償却に係る保険料率を含んでいない。

政管健保の平成13年度医療給付費等実績に基づく都道府県保険料率の機械的試算

(単位:‰)

	1			日本の見郷		土」医病丝	ひけまれる		中位.700/
	若人医療網			調整の影響		老人医療約		保険料率 (老健拠出金等の所要料	
	保険料率	保険料率(調整前)				保険料率 (年齢・所得調整後)		率を加えたもの※)	
			年齢調整	所得調整	計			Γ	
		順位					順位		順位
全国計	43	_	. -		-	43	. -	80	-
1 北海道	56	1	▲ 2	▲ 4	▲ 6	50	1'	87	1
2 青森	53	7	1	▲ 9	▲ 8	? 1	14	82	14
3 岩手	52	9	▲ 0	▲ 7	▲ 8		17	81	17
4 宮城	46	23	1 . 1	▲ 4	▲ 4		30	79	30
5 秋田	53	4	A]	▲ 7	▲ 8	L	9	82	9
6 山形	44	26]	A 4	<u></u> ▲ 3		39	78	39
7 福島	47	20		▲ 5	A 4		29	80 78	29 41
8 茨城	39	39	1	0	1	41	41	79	36
9 栃木	40	38		1	1	42	36	78	42
10 群馬	41	36	I .		▲ 0		42 46	77	46
11 埼玉	37	44	L .	i .			40	77	44
12 千葉	38	1		1 -	8	1	38	L I	38
13 東京	33			1		1	35		35
14 神奈川 15 新潟	44	1		1	1		43		43
15 新潟 16 富山	43			i	-	1 44	1	1	16
17 石川	44		1			45	I		12
18 福井	41	•	3		i :	43			27
19 山梨	39	1				1 40			45
20 長野	38			1	(38		L	47
21 岐阜	42	i	4			0 42			31
22 静岡	37			ol a	1	3 41		78	40
23 愛知	38	1		o 3		4 42	33	79	33
24 三重	42	2 34	4 🔺	o 1		0 42			34
25 滋賀	41	37	7 (o c)	1 41			37
26 京都	42	2 32				1 43		1	25
27 大阪	42					2 44	1		18
28 兵庫	43			i i	1				t I
29 奈良	4:			1 🔺 2		ı		1	28
30 和歌山	48		4	1 🔺	1 .	3 44			15
31 鳥取	4			1	· I .	4 44			23 22
32 島根	4					4 44			
33 岡山	4	1	- <u> </u>		. 1	-1 .		1	
34 広島	4			0 🔺		0 4:			
35 山口	4			1				2 86	
36 徳島	5 4		.)		1			5 83	
37 香川	4		5	1			1		
38 愛媛 39 高知			9			1		8 83	
40 福岡			3	1 7		3 4		4 84	
41 佐賀			3					3 84	
42 長崎			8			6 4		6 83	
43 熊本		4	1			5 4	1		
44 大分		3	5	1		7 4		7 83	
45 宮崎			2	- 1	1	7 4		4 81	
46 鹿児島			o	2	1			3 82	2 13
47 沖縄		34	2	7 🔺 1	9 🔺	12 4		2 79	

[※]老健拠出金、退職拠出金、傷病手当金等の現金給付、保健事業に係る費用等の所要保険料率を各都道 府県で同一の料率とした上で、若人医療給付費分の保険料率(年齢・所得調整後)に加えている。 (老健拠出金分約23%、退職拠出金分約7%、傷病手当金等現金給付費分約4%、保健事業費に係る費

用等分約2‰)

注1. 事業所所在地に着目して都道府県を区分している。

注2. 保険料率は総報酬ベースである。

注3. 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

労災保険率表

は 03	事業の種類	現在	現在	3月31日
は 03 杯 は 03 杯 11 海 海 定 21 金 金 24 原原 25 深 26 そ 31 水 32 道 33 舗 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 八 46 日 47 代 48 大 50 金 51 月 月 50 金 51 月 月 55 数 54 元 55 数 55 数 56 条 57 電 58 章 58 58		労災保険率	事業場数	労働者数
無無 12 定 21 金金 23 石 54 原 25 深 33 論 34 数数 35 建 38 既 36 数 37 そ 41 食 55 た 42 結 44 木 45 ア 46 目 47 化 48 プ 66 = 62 防 49 そ 50 金 51 引 数 55 数 56 条 57 電 58 車 59 条 60 章 60	林業	1,000分の 59	20, 351	89, 435
12 定 21 金 金 23 石 石 24 原 25 探 26 ぞ 26 ぞ 27 31 水 32 道 33 舗 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 ぞ 41 食 65 左 44 木 45 八 48 左 44 木 45 八 48 左 66 二 62 上 50 金 51 見 50 金 51 見 50 金 55 数 56 校 57 置 58 東 59 月 60 57 58 東 59 月 60 五 五 五 五 五 五 五 五 五	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1,000分の 52	2, 958	23, 982
23 石 24 原 25 探 26 そ 26 そ 31 水 32 道 33 舗 34 数 数 35 建 数 36 数 37 そ 41 食 65 た 42 44 木 45 八 46 日 47 化 48 大 50 全 50 5 5 5 5 5 5 5 5	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の 40	1, 902	10, 451
 本 24 原理 25 探 26 そそろう 31 水 32 道 33 締 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 ハ 46 目 47 化 48 大 66 = 62 時 49 そ 50 会 51 引 52 会 53 益 54 で 63 き 55 を 56 条 57 雷 58 車 59 身 60 ま 64 ま 71 ま 72 す 73 き 74 き 電気、ガス、水道又 81 ま 74 ま 72 す 73 き 74 ま 25 を 	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1,000分の 87	129	1, 907
24 原 25 探 26 そ 31 水 32 道 33 舗 34 数 数 35 建 38 既 36 数 37 そ 41 食 65 た 42 様 44 木 45 八 48 九 66 二 62 下 50 章 50	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の 53	179	3, 435
世記事業 26 そ 31 水 32 道 33 舗 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 結 44 木 45 ハ 46 月 47 化 48 大 66 二 62 降 49 そ 50 金 51 引 数 52 金 53 鉱 54 で 56 係 57 質 58 車 59 例 60 第 64 頁 71 3 72 月 73 第 74 第 页 页 74 第 页 74 第 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页 页	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の 7	44	1, 112
建設事業 31 水 32 道 33 舗 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 棒 44 木 45 / 46 耳 47 化 48 ナ 66 二 62 時 49 そ 50 金 51 引 数造業 54 で 63 注 52 金 53 鉱 54 で 63 注 55 を 66 に 67 に 48 大 66 二 62 時 49 そ 50 金 51 引 52 金 53 鉱 54 で 63 注 55 を 66 に 67 に 48 大 66 二 62 時 49 そ 50 金 51 引 52 金 53 鉱 54 で 63 注 55 を 66 に 67 で 67 で 68 に 59 が 69 が 60 に 61 に 71 3 で 72 1 で 73 が 74 に 81 で 81	採石業	1,000分の 69	事業場数 20, 351 2, 958 1, 902 129 179 44 2, 027 2, 518 1, 300 2, 432 6, 572 296 421, 264 79, 017 14, 262 118, 474 49, 728 2, 516 31, 758 33, 807 1, 066 24, 642 15, 959 2, 006 7, 428 2, 147 8, 566 2, 134 1, 117 1, 933 3, 659 67, 979 1, 741 2, 910 50, 967 37, 437 62, 447 6, 133 7, 934 4, 189 46, 778 11, 747 58, 287 769 1, 069 2, 269	16, 41
建設事業 32 道 33 舗 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 梯 44 木 45 // 46 月 47 化 48 ナ 66 二 62 時 49 そ 50 金 51 引 52 金 53 鉱 54 で 63 注 55 を 63 注 57 雷 58 章 59 射 60 音 64 1 71 3 72 1 73 注 73 注 73 注 74 注 73 注 74 注	その他の鉱業	1,000分の 32	2, 518	14, 49
建設事業 33 舗	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の129	1, 300	37, 30
理設事業 34 鉄 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 パ 46 FF 47 化 48	道路新設事業	1,000分の 29		36, 71
建設事業 35 建 38 既 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 パ 46 FF 47 化 48 大 66 = 62 階 50 会 51 引 52 会 53 協 55 を 56 情 57 質 58 車 59 册 60 高 64 1 71 3 72 73 第 74 第 第 74 第 第 74 第 1	舗装工事業	1,000分の 17	6, 572	75, 79
35 連 38 円 36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 八 46 円 47 化 48 大 50 金 51 月 月 52 金 53 金 54 元 55 8 章 55 8 章 55 8 章 59 月 60 章 60 60	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の 30	296	8, 43
36 機 37 そ 41 食 65 た 42 機 44 木 45 ハ 46 耳 47 化 48 大 66 = 62 階 50 会 51 引 52 会 53 益 54 て 63 浮 55 め 63 浮 55 め 60 言 61 コ 71 コ 72 コ 73 デ 74 デ	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1,000分の 17	421, 264	3, 299, 16
37 そ 41 65 た 42 44 木 45 八 46 日 47 14 48 九 66 50 金 51 月 52 金 53 金 54 元 55 8 章 55 8 章 59 月 60 5 56 64 月 71 3 74 5 74 74	既設建築物設備工事業	1,000分の 14	79, 017	330, 32
41 食 65 た 42 結 44 本 45 八 46 所 47 化 48 之 66 二 62 階 49 そ 50 会 51 引 数造業 52 会 53 益 54 で 63 済 55 め 56 情 57 質 58 章 59 例 60 書 61 コ 71 コ 72 1 73 済 74 済	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の 16	14, 262	245, 21
65	現在 現在	118, 474	958, 74	
42 株 44 木 45 // 46 FF 47 化 48 ナ 66 = 62 階 49 そ 50 会 51 引 数造業 52 会 53 益 54 こ 63 注 55 を 56 核 67 質 58 章 59 例 60 書 61 言 71 3 72 1 73 注 73 注 電気、ガス、水道又 81 言	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1,000分の 7	49, 728	1, 333, 41
44 木 45 17 46 FF 47 11 48 45 47 11 48 47 48 49 49 49 47 48 49 49 47 50 金 51 月 月 52 金 53 金 54 55 55 55 55 55 55	たばこ等製造業	1,000分の5.5	2, 516	19, 89
45 // 46 月 47 化 48 才 66 月 62 防 49 そ 50 金 51 引 52 金 53 益 54 元 53 益 54 元 55 あ 56 相 57 智 58 車 59 身 60 書 61 子 71 3 72 1 73 第 74 第 電気、ガス、水道又 81 第	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の 5.5	31, 758	590, 84
46 F 47 11 14 14 14 14 14 1	木材又は木製品製造業	1,000分の 21	33, 807	314, 81
47 11 48 大 66 = 62	パルプ又は紙製造業	1,000分の8.5	1,066	71, 08
48	印刷又は製本業	1,000分の 5	24, 642	368, 83
66	化学工業	1,000分の 6	15, 959	604, 84
66	ガラス又はセメント製造業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		71, 07
62				119, 15
49 元 50 金 50 金 51 引 52 金 53 金 54 元 63 元 55 8 章 56 64 元 57 電 58 章 60 64 61 元 71 3 72 1 73 元 74 元 元 元 元 元 元 元 元 元			 	38, 38
50 金 51 引 52 金 53 金 54 元 63 元 55 8 元 56 元 57 元 58 元 59 元 60 元 61 元 72 元 73 元 元 元 元 元 元 元 元 元			1 	82, 72
製造業 51 月 52 会 53 協 54 で 7 を 55 を 55 を 56 を 57 情 58 年 59 所 60 店 64 月 71 3 72 月 73 月 74 月 74 月 74 月 75 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				147, 54
製造業 52 金 53 舗 54 金 63 洋 55 め 56 情 57 電 58 車 59 前 60 高 64 1 71 3 72 1 73 第 74 第	<u> </u>			44, 95
53				65, 00
54 元 63 注 55 & 56 付 57 質 58 章 59 例 60 高 64 1 61 コ 71 3 72 1 73 注 73 注 74 注	<u> </u>			
54 て 63 洋 55 & 56 将 57 質 58 章 59 射 60 8 64 1 61 3 71 3 72 1 73 月 74 第			3, 659	58, 15
55 8 56 8 57 電 58 車 59 例 60 器 64 重 61 元 71 3 72 1 73 デ 74 第 電気、ガス、水道又 81 5		1,000分の 14	67, 979	882, 25
56 57 58 59 60 64 61 71 3 72 1 73	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)			23, 52
56 (4 57 第 58 章 59 例 60 8 64 章 61 キ 71 3 72 章 73 月 74 月 電気、ガス、水道又 81 章	めつき業	1,000分の8.5	2, 910	46, 74
57 智 58 集 59 射 60 器 64 す 61 さ 71 3 72 1 73 き 電気、ガス、水道又 81 1		1,000分の 7	50, 967	901, 8
58 章 59 例 60 章 64 章 61 章 71 章 72 章 73 章 74 章 電気、ガス、水道又 81 章		1 000 分の 5	37 437	1, 854, 8
59 射 60 第 64 前 61 元 71 3 72 1 73 声 74 声 電気、ガス、水道又 81 前			+	1, 120, 49
60 8 64 1 61 - 71 3 72 1 73 5 74 5 電気、ガス、水道又 81 1			+	68, 7
運輸業 64 運輸業 71 3 72 73 第 74 第 電気、ガス、水道又 81 81 5		- 		
運輸業 61				309, 8
71 3 72 1 73 5 74 5 電気、ガス、水道又 81 5		1,000分の 40 1,900 は石炭鉱業 1,000分の 87 129 1,000分の 53 179 1,000分の 69 2,02 1,000分の 32 2,511 1,000分の 129 1,300 1,000分の 129 1,300 1,000分の 17 6,57 1,000分の 17 421,26 1,000分の 17 421,26 1,000分の 16 14,26 1,000分の 16 14,26 1,000分の 7 49,72 1,000分の 5,5 2,51 1,000分の 5,5 31,75 1,000分の 5,5 31,75 1,000分の 5,5 1,06 1,000分の 5,5 1,06 1,000分の 5,5 1,06 1,000分の 15 7,42 1,000分の 15 7,42 1,000分の 17 2,14 1,000分の 17 2,14 1,000分の 17 2,14 1,000分の 17 2,14 1,000分の 18 3,65 1,000分の 10 1,93 1,000分の 10 1,93 1,000分の 10 1,93 1,000分の 10 1,74 1,000分の 10 1,93 1,000分の 10 1,74 1,000分の 5 37,45 1,000分の 5 37,45 1,000分の 5 37,45 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 10 1,00 1,000分の 10 1,00 1,000分の 10 1,00 1,000分の 5 7,99 1,000分の 10 1,00 1,000分の 10 1,000 1,000分の 10 1,000 1,0000 1,00000 1,000000 1,000000 1,0000000 1,00000000		46, 4
運輸業 72 1 73 5 74 5 電気、ガス、水道又 81 5			7 2,147 5 8,566 7 2,134 8 1,117 0 1,933 8 3,659 4 67,979 0 1,741 5 2,910 7 50,967 5 37,437 5 62,447 12 6,133 5 7,934 5 4,189 8 46,778	763, 3
運輸業 73 月 74 月 電気、ガス、水道又 81 月			+	841, 0
73 74 74 75 電気、ガス、水道又 81 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18				1, 516, 1
電気、ガス、水道又 81 1				20, 5
	港湾荷役業	1,000分の 31	1,069	24, 8
るがになるとする	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の 5	2, 269	173, 2
95	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の 11	45, 906	294, 2
 				-
				853, 9
L			+	585, 0
·				28, 581, 9

資料出所:労働者災害補償保険事業年報

労災保険率の改定経過表

(単位:1/1,000)

事業の種類の	番号	事業の種類		,		-	料率改					
分類 			S57. 4	\$58.4	S60. 4	S61. 4	H1. 4	H4. 4	H7. 4	H10. 4	H13. 4	H15. 4
本業 業本	02	木材伐出業	118	128		134	138	142	137	134	133	統合
	03	その他の「その他の林業」	33 53	統合 36		38	40	41		39		59
魚業	11	林業 製薪業又は木炭製造業 海面漁業	50	30		63	67	1 (4)	61	59	56	52
/A 74	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42				07		01	40	42	40
 鉱業	'-	金属鉱業,非金 金属又は非金属	78	85	-	91	95	99	94			,,,
	21	属鉱業又は石 鉱業	l							統合 89		87
		炭鉱業 石炭鉱業	93	98		103	107	111	106			
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	58 10			62	66		60		57 9	53 7
	25	原油又は天然ガス鉱業 採石業	118			125	129	72			71	69
	26	その他の鉱業	40			120	129		36		35	32
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	129		-	145	149		144	134	133	129
~ 7 7	32	道路新設事業	40			47	49	·	43	33	31	29
	33	舗装工事業	26				29		24	20	19	17
	34	鉄道又は軌道新設事業	68						52	38	34	30
	35	建築事業	47	33				32	25	22	20	17
	38	既設建築物設備工事業 機械装置の組立て又は据付けの事	31	28				25	19	15		14
	36	機械装置の相互(又は据刊)の事業	33			34	35	34	28	20	19	16
	37	その他の建設事業	35				38		30	27	26	23
製造業	41	食料品製造業	9									7
	65	たばこ等製造業			新設		6				7	5.5
	<u> </u>		1		5			S. A				
	42	繊維工業又 紡績業又はねん糸製 は繊維製品 造業	7	'	統合]	6.5	6.5
	'-	製造業 製糸業	6	 	7						0.0	"
	44	木材又は木製品製造業	26						24	23		21
	45	パルプ又は紙製造業	11							10	9	8.5
	46	印刷又は製本業	7	ļ		ļ	_		6		 	5
	47	化学工業 ガラス又はセメント製造業	8	 		ļ	ļ		8	ļ	7. 5 8. 5	7.5
	**. CAP 3	カラヘスはセメント級追来		1.75.87	78.3774	1 de 1	3.440	1.70% acts		新設	0.0	
	66	コンクリート製造業								18		15
	62	陶磁器製品製造業	20	1					19		18	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	25	 		27	†		26			25
	50	金属精錬業	9				Ī		8			7
	51	非鉄金属精錬業	11			ļ			10			8
	52 53	金属材料品製造業 鋳物業	19	 	 	 	 	18	15 20	11		10
	54	研物条 金属製品製造業又は金属加工業	23	 	 	 	 	22	17	 	16	14
		洋食器、刃物、手工具又は一般金物		+	<u> </u>	1		 		10	 ' -	
	63	製造業				<u> </u>		16	14	12		10
	55	めっき業	13	-	ļ	ļ	ļ		11	10	-	8.5
	56 57	機械器具製造業	11	-	ļ	 	6	-	10	9	8. 5 5. 5	5
	57	電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業	8	+	 	+	- U	 	 	 7	0, 5	5.
	59	船舶製造又は修理業	21	+	 	1	23	<u> </u>	22	 '	23	22
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	5				6				5. 5	5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製	8						7	6		5.
	61	造業 その他の製造業	12	 				 	11	10	-	8
運輸業	71	その他の製造系 交通運輸業	7	+	1	1		 	11	10	6.5	5
and the state of the control of the	70	貨物取扱事業	20	 	†	+	1	19	15	1	0.5	13
	73	港湾貨物取扱事業	27	1		29	4.1		26	22	20	1
	74	港湾荷役 沿岸荷役業	40		統合	56		53	47	38	35	3
	/4	業船内荷役業	75		51			ეკ	4/	38	ან	3
電気、ガス、 水道又は熱供 給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	5				6				5. 5	5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	-	新設		9		11			13	1
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14									1:
	92	一般失業対策事業	12							廃止	-	
	93	ビルメンテナンス業	6		ļ						6.5	6
	96	倉庫業、警備業、消毒業又は害虫駅	<u> </u>	新設 5		6		100			6.5	ε
	94	除の事業又はゴルフ場の事業 その他の各種事業	5		+	-	6	+	+	+	5.5	Ę
í.	J 34	していい女性尹未	0	1	1	1	י ו	1	1	1	J U, U	, 5

⁽注) 空欄部分は変更のないことを示す。

労災保険制度の業種区分について (考え方)

1 事業の種類別とする理由

労働者災害補償保険制度(以下「労災保険」という。)は、業種別に料率を 設定する制度を採用している。

これは、業種ごとに災害率、災害の種類及び作業態様が異なることを踏まえ、事業主に対する保険料負担の公平性及び災害防止意欲促進の観点から、 業種別に料率を設定することが適切であるとの判断に基づくものである。

したがって、労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めている。

2 事業の種類区分の考え方

日本標準産業分類は、主として産業活動を中心に分類されているが、労災保険の事業細目表は、災害率、災害の種類、作業実態、業界組織、保険技術等を主眼として定められているものである。これは、労災保険制度が業務災害に対する事業主の補償責任の法理を基盤としているからである。

労災保険の事業細目表の分類にあたっては、事業主の保険料負担の公平性 あるいは労働安全衛生対策の面で災害率、災害の種類、作業態様による分類 を、また保険集団としての規模及び分類等の保険技術上の問題を、さらに費 用負担の連帯性、災害防止活動の浸透の面で業界組織による分類を配慮して 定められているものであって、事業の規模の大小は考慮していない。

一般制度に統合する場合における各部門の論点

○職務外疾病部門の統合の論点

- ・ 船員保険制度と健康保険制度では、被保険者の適用範囲に相違があり、現行の健康保険においては適用除外とされる船員についてどのように考えるか。
- ※ 健康保険制度では日雇労働者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に使用される者等については適用除外(ただし、日雇特例被保険者として適用される場合がある)とされているが、船員保険制度では、船員として船舶所有者に使用される者は、臨時・短期間であっても被保険者となる
- ・ 船員保険制度と健康保険制度では給付に相違があり、統合するとした場合にはこれらの給付について取扱いを整理する必要がある。

(船員保険制度と健康保険制度の主な給付の相違点)

	船員保険制度	健康保険制度
傷病手当金 (職務外の疾病等により休業し ている者に対する所得補償)	・待期期間なし・支給限度は3年・調整規定なし	・3日間の待期期間を設定 ・支給限度は <u>1年6ヶ月</u> ・傷病手当を受けている際に報酬を受けた場合には、 報酬に応じ傷病手当金の全部又は一部が不支給
出産手当金 (出産のために休業している者 に対する所得補償)	・<u>妊娠が判明した日から</u>産後56日(船員法87条において当該期間については就労が制限されている。)・<u>調整規定なし</u>	・ <u>産前42日</u> (多胎妊娠の場合は98日)産後56日 ・傷病手当を受けている際に報酬を受けた場合には、 <u>報酬に応じ傷病手当金の全部又は一部が不支給</u>
葬祭料(埋葬料) (葬祭に要する費用の支給)	・標準報酬月額の2ヶ月分 (家族葬祭料は標準報酬月額の1.4ヶ月分)	・ <u>標準報酬月額の1ヶ月分</u> <u>(家族埋葬料は10万円)</u>

○職務上疾病・年金部門の論点

- ・ 船員保険制度の職務上年金部門と労災制度では積立方式に相違があり、労災制度に統合する場合は、積立不足額(平成17年度末 時点で約1,400億円)について対応を整理する必要がある。
- ・ 労災制度においては、「業種」ごとに保険料率を設定しており、船員についてどのように取り扱うのか整理する必要がある(保険 料率にも影響する)。
- ・ 船員法の規定に基づく船員保険の給付については、日本が批准しているILO第147号条約(商船における最低基準に関する条約)において国内法令がILO第55号条約(海員の疾病、傷痍又は死亡の場合における船舶所有者の責任に関する条約)と実質的に同等であることを求められていることから、仮にこれらの給付の切り下げを行った場合、第55号条約との実質的同等性を確保できるのかという問題がある。
- ・ 現行の労災制度では特定の「業種」について独自・上乗せ給付を行っている例はないことから、船員保険制度における独自・上乗 せ給付を維持することとする場合には、給付を行う方法等について検討する必要がある。

(船員保険における主な独自・上乗せ給付)

〈独自給付〉

- ◇下船後3月の療養給付(職務外の疾病に係る下船後3月の療養を職務上疾病部門で船舶所有者全額負担の保険料をもって賄う)
- ◇行方不明手当金(職務上の事由により行方不明になった場合、行方不明期間中被扶養者に対して支給)
- ◇自宅以外の宿泊及び食事の支給

〈上乗せ給付〉

◇傷病手当金の支給額(職務上の疾病等により休業している者に対する所得補償):

労災制度:1日につき標準報酬日額の60%

船員保険制度:1~4か月目 1日につき標準報酬日額の100%

5か月目以降 1日につき標準報酬日額の60%

○失業部門の統合の論点

- ・ 船員保険制度と雇用保険制度では、短時間労働者の取扱いに相違があり、現行の雇用保険においては適用除外とされる短時間労働者 に該当する船員についてどのように考えるか。
 - ※ 雇用保険では短時間労働者(1週間の所定労働時間が30時間未満である者)であって、季節的に雇用される者及び1年未満の雇用に就くことを常態とする者は適用除外とされているが、船員保険ではそのような場合であっても船員法上の船員であれば適用している。
- ・ 船員保険制度と雇用保険制度では基本手当の額の算定基準や高齢者に対する給付の対象年齢等に相違があり、統合することとした場合には、これらの内容について取扱いを整理する必要がある。

(船員保険制度と雇用保険制度の主な給付基準等の相違点)

	船員保険制度	雇用保険制度
失業保険金(基本手当)	・ <u>60歳以上の者は支給対象外</u> ・標準報酬月額を30で除して得た額(標準報酬日額) を基準	・ <u>60歳~65歳未満の者についても支給対象</u> ・基本手当の算定については、離職日以前1年間の最後の6ヶ月に支払われた賃金の総額を180で除した額を基準
高齢求職者給付金	・ <u>60歳前</u> から引き続き同一の事業所に使用されている者が <u>60歳以降に離職した場合</u> に支給	・ <u>6 5歳前</u> から引き続き同一の事業所に使用されている者が <u>6 5歳以降に離職した場合</u> に支給
高齢雇用継続基本給付金	・ <u>55歳以上60歳未満</u> の保険者に適用 <u>55歳時点の標準報酬月額</u> が基準	・ <u>60歳以上65歳未満</u> の被保険者に適用 <u>60歳時点の賃金額</u> が基準
高齢再就職給付金	・ <u>55歳以上60歳未満</u> の被保険者に適用 <u>55歳時点の標準報酬月額が</u> 基準	・ <u>60歳以上65歳未満</u> の被保険者が適用 <u>60歳時点の賃金額</u> が基準

平成17年8月26日

一般制度に統合する場合の各部門の福祉事業の整理について

職務外疾病部門

〈論点〉

○ 船員保険制度では、船舶所有者のみの負担で事業を実施しているが、政管健保では労使折半の保険料で事業を実施している点について留意することが必要。

〈職務外疾病部門に整理されると考えられる事業〉

船員保険の福祉事業	(参考) 政管健保における類似の事業
中高年齢者疾病予防検査	中高年齢者疾病予防検査
中高年齢者層を中心に生活習慣病等の早期発見のため、多項目の検査	被保険者及び被扶養者に対する健康管理をサポートし、生活習慣病の早期
を船員保険病院、健康管理センター等指定医療機関で実施。	発見はもちろん、健診結果を基にした生活習慣病の予防の実施。
高額医療費貸付事業 被保険者とその被扶養者が負担すべき医療費が高額の場合その一時的 な負担を軽減するため、高額療養費の支給が見込まれる被保険者に対し 医療費の貸付を行う。	高額医療費貸付事業 被保険者とその被扶養者が負担すべき医療費が高額の場合その一時的な負担を軽減するため、高額療養費の支給が見込まれる被保険者に対し医療費の 貸付を行う。
出産費貸付事業	出産費貸付事業
出産に係る当座の費用に充てるため、出産育児一時金又は、配偶者出	出産に係る当座の費用に充てるため、出産育児一時金又は、配偶者出産育
産育児一時金の支給が行われるまでの間、被保険者又は、被扶養者の出	児一時金の支給が行われるまでの間、被保険者又は、被扶養者の出産に関し
産に関して貸付を行う。	て貸付を行う。

職務上疾病·年金部門

〈論点〉

- 船員保険制度独自の福祉事業である無線医療センターの運営及び洋上救急医療の援護事業については、引き続き事業を実施できるようにする必要があると考えられる。
- 労災保険制度と船員保険制度では、特別支給金の支給額に相違があることから、その取扱いについて留意することが必要。

〈職務上疾病・年金部門に整理されると考えられる事業〉

船員保険制度の福祉事業	(参考)労災保険制度における類似の事業
特別支給金の支給 職務上の事由(通勤災害を含む)による障害年金、障害手当金、遺族 年金、遺族一時金の受給者に対し、一時金として一定の額を(第一種) 支給するほか、定率の特別支給金(第二種)を上乗せして支給。また、 職務上の事由による傷病手当金を4か月を超えて受けることになった者 に対し傷病手当特別支給金を支給。	特別支給金の支給 傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金の受給者に対し、 一時金として一定の額を支給するほか、特別給与(ボーナス)を算定の基礎 とする特別支給金を支給。また、傷病補償年金又は傷病年金を受ける者に対 し、休業特別支給金を支給。
就学等援護費の支給 職務上の事由(通勤災害を含む)により死亡した船員の家族、及び重 度の障害により障害年金を受けることになった船員又は家族の教育費、 保育費の負担を軽減するために、遺族年金又は障害年金の受給者等に対 して支給。	労災就学等援護費の支給 障害等級1級〜3級の障害(補償)年金、遺族(補償)年金等の受給者又 はその家族の教育費、保育費の負担を軽減するために、当該受給者又はその 家族に対して支給。
整形外科療養の実施 船員保険に加入していた期間の傷病により身体に障害を生じた者を対象として、義肢・義足・補聴器・補助車等の支給及び修理。	義肢等の支給 労災により傷病を被った労働者で四肢喪失、機能障害等の残った場合に義 肢、上肢装具及び下肢装具、義眼、補聴器、車いす、かつら等を含め22種 目の支給及び修理を無料で行う。

船員保険制度の福祉事業	(参考)労災保険制度における類似の事業
船員災害防止協会への補助 船員の労働災害を防止するための調査研究、安全衛生教育や広報活動 を実施している船員災害防止協会への補助。	災害防止団体に対する補助 労働災害を防止するための調査研究、安全衛生教育や広報活動を実施して いる中央労働災害防止協会等への補助。
衛生担当者講習会の開催 医師や衛生管理者が乗り組んでいない漁船等に乗り組む衛生担当者を 対象に、保健衛生思想の普及及び応急処置などの講習会を実施。	
無線医療センターの運営 医師の乗り組まない船舶で働く船員の健康を守り、生命の安全を図る ことを目的として、テレックス・ファックス・電子メールを設置し、洋 上で患者が発生したときに適切かつ迅速な医療助言を行う。	
洋上救急医療の援護 航行中の船舶内で患者が発生したときに、海上保安庁の巡視船艇、航 空機等により医師及び看護師を往診。	
未払賃金立替払い 破産宣告その他一定の事由が生じた船舶所有者に雇用されていた船員 で、一定の期間内に退職した者の賃金の全部又は一部が支払われていな い場合には、船員の請求に基づいて未払賃金のうち一定の範囲内の額を 船主に代って弁済。	未払賃金の立替払事業の実施 未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に 代って支払う。
巡回相談事業 船員の老後の生活設計を支援するため、年金受給者等を対象に、年金 や健康などに関する適切なアドバイスを行う。	労災年金受給者等に対する相談 労災年金受給者に対する相談事業

失業部門

〈論点〉

- 雇用保険制度においては、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業として福祉事業に相当する事業が行われており、雇用の安 定や能力開発に関する制度体系が船員と陸上労働者で異なっていることとの関係を整理する必要がある。
- 船員保険制度独自の福祉事業である就職促進手当については、支給実績がないことから引き続き事業を実施すべきかについて検討する必要がある。

〈失業部門に整理されると考えられる事業〉

船員保険制度の福祉事業	(参考) 雇用保険制度における類似の事業
日本船員福利雇用促進センターへの補助 船員の職業及び生活の安定のために雇用促進事業を行っている日本船 員福利雇用促進センターに対し、補助を行う。 ①訓練事業費補助金 当該団体が行う技能訓練事業に対する事業費の補助。 ②船員派遣助成金 当該団体のあっせんにより外国船へ自社の雇用船員を派遣する外航船	能力開発事業を行う団体に対する補助金 能力開発事業として職業訓練等を実施している独立行政法人雇用・能力開 発機構等への補助。
主に対して助成。 ③技能訓練派遣助成金 当該団体が実施する技能訓練及び海技大学校が実施する訓練に雇用船 員を派遣し、受講させた事業主に対し助成。	キャリア形成促進助成金 雇用する労働者を対象として、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与 等を行う事業主に対して助成。
移転費の支給 失業保険を受けている船員が、地方運輸局等で紹介した職業につくた め、又は職業補導を受けるために住所を変更する必要がある場合に支給。	移転費(法定給付) 雇用保険の受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又 は指示した訓練を受けるために住所等を変更する必要がある場合に支給。
就職促進手当の支給 失業保険給付を受給できない船員で一定の要件に該当する者が、就職 のため特定の職業補導所で職業訓練を受けた場合、受けた期間について 就職促進手当を支給。	

福祉施設等について

〈論点〉

- 保養所等については、一般制度においては既に廃止、または今後廃止することとされており、一般制度に統合する場合には保養所等 の取扱いについて留意することが必要。
- 船員のために存続する必要があると判断される場合には、福祉事業の枠組みを離れて実施することも含め、どのような方策が考えられるのか検討する必要がある。
- 施設運営という形ではなく、違った形での事業の在り方についても検討する必要がある。

船員保険の施設の概要(平成16年度末現在)

- ○保養所(14カ所) 稚内、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津、鳥取、俵山、内子、指宿、<u>大洗、銚子、鳥羽、坂出</u> ※ の施設については、平成17年度末に廃止予定である。
- ○海外保養所(1カ所) ハワイ・ホノルル ※当該施設については、平成18年6月で契約終了予定。
- ○福祉センター(4カ所) 小樽、長野、神戸、久留米
- ○病院(3カ所) 東京、横浜、大阪
- ○診療所(2カ所) 室蘭、芝浦
- ○健康管理センター(3カ所) 横浜、大阪、福岡

(参考) 平成16年度末価格(簿価)

土地138億円建物106億円合計245億円

船員保険の平成16年度決算の概要

- 船員保険の平成16年度決算は、51億円の黒字。
- 黒字決算は、平成15年度に続き2年連続。

1 全体としては、

- ① 収入面では、昭和47年度以降実質33年連続で被保険者数が減少、及び平均標準報酬月額の減少に伴い、保険料収入が対前年度比で30億円の減少となったこと等から収入が37億円の減少。
- ② 支出面では、被保険者数の減少等により、疾病部門の保険給付費が13億円の減少、失業保険金受給者の減少等により、失業部門の保険給付費が16億円の減少、老人保健拠出金が28億円の減少となったこと等から、支出が61億円の減少。
- 2 その結果、収入725億円に対し、支出674億円となり、対前年 度比で23億円の改善となる51億円の黒字。
- 3 部門別では、
 - ① 疾病部門において、対前年度比で20億円の悪化となる35億円の黒字。
 - ② 失業部門において、対前年度比で9億円の改善となる30億円の 黒字。
 - ③ 年金部門において、対前年度比で30億円の改善となる20億円 の赤字
 - 等となったところ。
- 4 なお、平成16年度末の積立金残高は、1,120億円。これは、 対前年度比で51億円の増加。

船員保険の平成16年度決算(全体)

(単位:億円)

				\-	-位:億円)
	区分	平成15年度決算	平成16年度決算	差引	伸び率
		(A)	(B)	(B-A)	1404
	保 険 料 収 入	682	652	▲30-	▲ 4.5 %
収	一般会計からの受入れ	5 4	4 9	▲ 5	▲ 9.5 %
	厚 生 保 険 特 別 会 計業務勘定からの受入れ	2	2	0	0.4 %
入	運 用 収 入	2 0	1 5	▲ 4	▲ 21.7 %
	そ の 他	4	6	2	59. 2 %
	計	762	7 2 5	▲37	▲ 4.9 %
	保険給付費	3 5 5	3 2 7	▲ 28	▲ 8.0 %
	老人保健拠出金	118	9 0	▲28	▲ 24.0 %
支	退職者給付拠出金	3 2	3 2	0	1.2 %
	介護納付金	3 0	3 3	3	11.1 %
	 諸 支 出 金 	1 3 7	134	▲ 3	≜ 2.2 %
出	福祉事業費	41	3 6	▲ 5	▲ 11.9 %
	 業務取扱費 	2 0	18	▲ 2	▲ 10.1 %
	その他	3	5	2	58.9 %
	計	7 3 4	674	▲ 61	▲8.3 %
単	 年 度 収 支 差	2 8	5 1	2 3	
積		1,069	1, 120	5 1	<u> </u>
1		<u> </u>			

⁽注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

船員保険の平成16年度決算(部門別)

(1)疾病部門

(単位:億円)

	区	分	平成15年度決算(A)	平成16年度決算(B)	差引(B-A)	伸び率
収	保険	料 収 入 医 療 分 介 護 分	471 443 28	413 382 32	▲ 57 ▲ 61 4	▲ 12.2 % ▲ 13.8 % 13.5 %
	一般会計	からの受入れ	30	30	0	0.0 %
入		険 特 別 会 計 からの受入れ		2	0	0.4 %
		計	503	446	▲ 57	▲ 11.4 %
支	保 除 医 現		268 213 55		▲ 13 ▲ 12 ▲ 1	▲ 5.5 %
		健 拠 出 金 ブ々年度精算分)	118 (▲ 13)	90 (▲ 17)	▲ 28	▲ 24.0 %
		給 付 拠 出 金 J々年度精算分)	(▲ 0)	32 (▲ 1)	0	1.2 %
	介 護 (うち前	納 付 金 j々年度精算分)	30 (▲ 5)	(▲ 4)	3	11.1 %
出	福祉	事 業 費	0	0	▲ 0	▲ 29.1%
		計	448	410	▲ 38	▲ 8.4 %
	単年度		あ <u>合しない</u> 担合ぶも		▲ 20	

⁽注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

B 17 17 17 12					
被保険者数	(医療分)	71,261人	67, 378人	▲ 3,883人	▲ 5.4 %
	(介護分)	50,487人	47,392人	▲ 3,095人	▲ 6.1 %
平均標準報酬月額	(医療分)	385,047円	382, 486円	▲ 2,561円	▲ 0.7%
	(介護分)	412,498円	412, 498円	0円	0.0 %
平均賞与月数	(医療分)	1.277月	1. 325月	_	_
	(介護分)	1.252月	1. 302月		
保 険 料 率	(医療分)	123‰	111‰		_
	(介護分)	9. 7‰	12. 5‰		
平均保険料額	(医療分)	621,676円	566,775円	▲ 54,901円	▲ 8.8 %
	(介護分)	55, 156円	66, 684円	11,528円	20.9 %
被保険者1人当たり	保険給付費	376, 466円	378, 969円	2,503円	0.7 %
n	医療給付費	298,618円	298, 605円	▲ 13円	▲ 0.0 %
))	現金給付費	77,848円	80, 364円	2,516円	3.2 %

(2) 失業部門

(単位:億円)

	区 分 3					平成15年度決算(A)	Z	平成16年度決算	(B)	差引 (B-A)	伸び率	
収	保	険	料	収	入	5	8		55	▲ 3	▲ 5.1%	
1 4X	— 般	会計	から	の受	入れ	1	3		9	▲ 5	▲ 35.2 %	
	そ		の		他		0		3	3	838. 3 %	
入												
	計					71		66		▲ 5	▲ 6.6 %	
支	保	険	給	付	費	4	7		31	▲ 16	▲ 33.9 %	
	そ		の		他		3		5	2	58.9 %	
出出		,	 計			5	1		37	▲ 14	▲ 27.9 %	
			収支			を	20		30	g		

⁽注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

被	保	険	者	数	53, 780人	51,625人	▲ 2,155人	4 .0 %
平	均標準	報	酬月	額	412, 448円	409, 470円	▲ 2,978円	▲ 0.7%
平	均 賞	与	月	数	1. 567月	1.513月	_	
保))		料率		18‰	18‰	_	
本	均 保	険	料	額	106, 925円	105, 733円	▲ 1,192円	▲ 1.1 %
被任	呆険者 1 人	当たり	保険給	付費	88, 138円	60,698円	▲ 27,440円	▲ 31.1 %
	保険者1				30. 20人	24. 13人	▲ 6.07人	▲ 20.1 %

(3) 年金部門

(単位:億円)

	区	·		分		平成15年度決算(A)	平成16年度決算 (B)	差引 (B-A)	(単位:億円) 伸び率
収	保)	料	収	入	106	138	32	30.4 %
	一般	会計	から	の受力	入れ	(0	▲ 0	▲ 5.8%
	運	用		収	入	20	15	A 4	▲ 21.7 %
入	そ		の		他	(0	▲ 0	▲ 100 %
			計			126	153	28	22. 2 %
支	保	険	給	付	費	39	40	1	2.0 %
	諸	支		出	金	13'	7 134	▲ 3	▲ 2.2 %
出出	福	祉	事	業	費			0	-
			計			17	3 174	A 2	▲ 1.3 %
	単年度収支差					A 5	20	30	

⁽注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

被	保	保 険 者 数		数	65,611人	62, 943人	▲ 2,668人	▲ 4.1 %	
平	均標	準 報	酬月	額	390,603円	386, 061円	▲ 4,542円	▲ 1.2%	
平	均()	賞 与	- 月	数	1.365月	1. 325月	_	_	
保	険		料		32‰	44%			
平	均(保際	1 料	額	161,337円	219, 241円	57, 904円	35.9 %	
被伊	保険者 1/	人当たり) 保険給	付費	266,874円	274, 575円	7,701円	2.9 %	

(4)福祉業務取扱部門

(単位:億円)

	区 分					平成15年度決算(A)	平成16年度決算(B)	差引(B-A)	伸び率
収	保	険	料	収	入	48	46	A 2	▲ 4.9 %
	国	国 庫 負		担	11	10	▲ 0	▲ 4.4 %	
	そ の 他		4	3	1	▲ 14.5 %			
入			計			62	59	▲ 3	▲ 5.4%
支	福	祉	事	業	費	40	, 36	▲ 5	▲ 11.8 %
	業	務	取	扱	費	20	18	▲ 2	▲ 10.1%
出			計			60	53	A 7	▲ 11.3 %
		単年度	収支	差		2	6	3	

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

被	保	保 険 者		食 者 梦		者		者		65, 611人	62, 943人	▲ 2,668人	4 4.1 %
平	均標	準	報配	州月	額	390, 603円	386, 061円	▲ 4,542円	▲ 1.2 %				
平	均 賞 与 月 数		数	1. 365月	1. 325月	_							
保	隊	È	料		率	14‰	14‰						
平	均	保	険	料	額	73, 212円	72, 603円	▲ 609円	▲ 0.8%				

船員保険の決算(全体)の推移

(単位:億円)

区 分 平成6年度平成7年度平成8年度平成9年度平成10年度平成11年度平成12年度平成13年度平成15年度平成15年度平成16年度平成15年度平区15年度平成15年度平													<u>(単位:億円)</u>
収 一般会計からの受入れ 62 62 64 63 61 63 57 57 54 54 20 2 2 2 3 24 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		区 分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成 10 年度	平成11年度	平成 12 年度	平成13年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
原生保持のもの受入れ 2 4 2 3 2 1 1 3 1 2 6 2 3 2 4 2 2 2 1 前年度割余金受入 8 6 3 3 3 2 1 1 3 3 2 4 2 0 前年度割余金受入 8 6 3 3 3 2 1 1 3 3 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		保険料収入	956	938	901	873	819	763	719	710	666	682	6 5 2
選用収入 42 46 46 46 44 39 31 30 24 20 前年度到余金受入 8 6 3 3 3 2 1 1 1 3 3 3 0 人 その 他 27 8 4 3 3 3 4 13 2 4 4 4 4 4 5 5 9 8 5 8 7 5 7 3 5 4 6 5 3 9 5 0 9 4 6 4 4 2 6 3 9 7 3 5 5 6 6 6 6 7 段 前 付金 29 30 32 33 32 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	収	一般会計からの受入れ	6 2	6 2	6 4	63	6 1	6 3	5 7	5 7	5 4	5 4	4 9
				2 3	2 1	1 3	1 2	6	2 3	2 4	2	2	2
八 子 の 他 27 8 4 3 3 3 4 13 2 4 4 4 1 3 2 4 4 4 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		運 用 収 入	4 2	4 6	4 6	4 6	4 4	3 9	3 1	3 0	2 4	2 0	1 5
計		前年度剰余金受入	8	6	3	3	2	1	1	3	3	0	3
保険給付費 598 587 573 546 539 509 464 426 397 355 老人保健拠出金 145 144 153 149 148 171 141 133 134 118 支 退職者給付拠出金 29 28 28 26 26 29 30 32 33 32 介護納付金 16 54 27 30 諸 支 出金 157 157 157 157 154 151 151 148 144 140 137 福 祉 事業費 88 70 68 65 63 57 51 46 43 41 業務取扱費 28 27 26 26 26 25 24 23 22 20 20 そ の 他 6 3 3 2 1 1 2 3 0 3 3 4 1 2 3 0 3 3 4 2 28 単 年度収支差 68 67 31 33 ▲ 12 ▲ 66 ▲ 31 ▲ 34 ▲ 42 28 積 立 金 残 高 1,095 1,163 1,194 1,227 1,215 1,149 1,118 1,083 1,041 1,069 基礎 被保険者数 (▲ 4,4%) (▲ 4,8%) (▲ 4,6%) (▲ 4,1%) 99,349人 95,257人 89,080人 83,019人 78,891人 74,963人 69,960人 65,611人	入	そ の 他	2 7	8	4	3	3	4	1 3	2	4	4	3
支 提供提出金 145 144 153 149 148 171 141 133 134 118 支 退職者給付拠出金 29 28 28 26 26 29 30 32 33 32 介護納付金 - - - - - - - - 16 54 27 30 諸支出金 157 157 157 154 151 151 148 144 140 137 福祉事業費 88 70 68 65 63 57 51 46 43 41 業務取扱費 28 27 26 26 25 24 23 22 20 20 その他 6 3 3 2 1 1 2 3 0 3 事業所 1,051 1,016 1,008 968 953 942 875 860 795 734 事年度度収支差 68 67 31 33 12 466 31 34		ā†	1, 119	1,083	1, 039	1,001	941	876	8 4 4	8 2 6	7 5 3	762	7 2 5
支 退職者給付拠出金 29 28 28 26 26 29 30 32 33 32 介護納付金 - - - - - - - - 16 54 27 30 諸支出金 157 157 157 154 151 151 148 144 140 137 福祉事業費 88 70 68 65 63 57 51 46 43 41 出業務取扱費 28 27 26 26 25 24 23 22 20 20 その他 6 3 3 2 1 1 2 3 0 3 計 1,051 1,016 1,008 968 953 942 875 860 795 734 単年度度収支差 68 67 31 33 ▲ 12 ▲ 66 ▲ 31 ▲ 34 ▲ 42 28 積 立金残高 1,095 1,163 1,194 1,227 1,215 1,149 1,118 <td< th=""><th></th><th>保険給付費</th><th>5 9 8</th><th>5 8 7</th><th>5 7 3</th><th>546</th><th>539</th><th>5 0 9</th><th>464</th><th>426</th><th>397</th><th>355</th><th>3 2 7</th></td<>		保険給付費	5 9 8	5 8 7	5 7 3	546	539	5 0 9	464	426	397	355	3 2 7
上版報者給付拠出金 29 28 28 26 26 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30		老人保健拠出金	1 4 5	144	153	149	148	171	141	1 3 3	134	118	9 0
計 支出金 157 157 157 157 154 151 151 148 144 140 137 福祉事業費 88 70 68 65 63 57 51 46 43 41 業務取扱費 28 27 26 26 25 24 23 22 20 20 その他 63 3 2 1 1 2 3 0 3 事計 1,051 1,016 1,008 968 953 942 875 860 795 734 事年度収支差 68 67 31 33 12 66 31 34 42 28 積立金残高 1,095 1,163 1,194 1,227 1,215 1,149 1,118 1,083 1,041 1,069 基礎被保険者数 (A4.4%) 109,382人 104,152人 99,349人 99,349人 99,349人 99,349人 99,349人 99,349人 99,360人 89,080人 83,019人 78,891人 74,963人 69,960人 65,611人	支	退職者給付拠出金	2 9	2 8	2 8	26	2 6	2 9	3 0	3 2	3 3	3 2	3 2
語 文 出 金 157 157		介護納付金	_	-	-	_	-	_	16	5 4	2 7	3 0	3 3
出 業務取扱費 28 27 26 26 25 24 23 22 20 20 3		諸 支 出 金	157	157	157	154	151	151	148	1 4 4	140	137	134
出 業務取扱費 28 27 26 20 20 23 23 0 3 2 1 1 2 2 3 0 3 3 2 1 1 2 2 3 0 3 3 3 2 1 1 1 2 3 3 0 3 3 3 4 12 4 66 4 31 4 34 4 2 28 4 66 4 31 4 34 4 2 28 4 66 4 31 4 34 4 2 28 4 66 4 66 4 66 4 66 6 6 6 6 6 6 6 6 6		福祉事業費	8 8	7 0	6 8	6 5	6 3	5 7	5 1	4 6	4 3	4 1	3 6
その他 6 3 3 2 1 1 2 3 0 3 計 1,051 1,016 1,008 968 953 942 875 860 795 734 単年度収支差 68 67 31 33 ▲ 12 ▲ 66 ▲ 31 ▲ 34 ▲ 42 28 積立金残高 1,095 1,163 1,194 1,227 1,215 1,149 1,118 1,083 1,041 1,069 基被機保険者数 (▲ 4.4%) (▲ 4.8%) (▲ 4.6%) (▲ 4.1%) (▲ 6.5%) (▲ 6.8%) (▲ 5.0%) (▲ 5.0%) (▲ 5.0%) (▲ 6.7%) (△ 6.5%) 69,960人 65,611人	#4	業務取扱費	2 8	2 7	2 6	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 0	2 0	18
計 1,051 1,016 1,008 968		そ の 他	6	3	3	2	1	1	2	3	0	3	5
様 立 金 残 高 1,095 1,163 1,194 1,227 1,215 1,149 1,118 1,083 1,041 1,069 (▲ 4.4%) (▲ 4.4%) (▲ 4.8%) (▲ 4.6%) (▲ 4.1%) (▲ 6.5%) (▲ 6.8%) (▲ 5.0%) (▲ 5.0%) (▲ 6.7%) (△ 6.2%) 遊遊 被保険者数 109,382人 104,152人 99,349人 95,257人 89,080人 83,019人 78,891人 74,963人 69,960人 65,611人		計	1, 051	1, 016	1,008	968	953	942	875	860	795	7 3 4	674
接 (▲ 4.4%) (▲ 4.8%) (▲ 4.6%) (▲ 4.1%) (▲ 6.5%) (▲ 6.8%) (▲ 5.0%) (▲ 5.0%) (▲ 6.7%) (▲ 6.2%) (★ 6.8%) (★	<u> </u>	年 度 収 支 差	6.8	6 7	3 1	3 3	▲ 12	▲ 66	▲ 31	▲ 34	▲ 42		5 1
基 被保険者数	į	立 金 残 高	1, 095	1, 163	1, 194	1, 227	1, 215	1, 149	1, 118	1,083	1, 041	1, 069	1, 120
$1 \stackrel{WC}{=} 1 \qquad \qquad 1 $	基礎	被保険者数											(▲ 4.1%) 62, 943人
計 数 平均標準報酬月額	計					(1.2%) 383, 617円			(▲ 0.4%) 379, 933円	(▲ 1.4%) 374,765円	(▲ 0.4%) 373,449円	(4.6%) 390, 603円	(▲ 1.2%) 386,061円

⁽注1) 基礎計数は、年金部門に係るもの。 (注2) 基礎計数の() 内は、対前年度伸び率。 (注3) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。